

3. 平成24年度決算に基づく社員配当金例示

(1) 平成24年度決算に基づく平成25年度支払配当率の考え方

【個人保険・個人年金保険・団体保険・その他の保険】

- ・平成24年度決算では引き続き順ざやを確保したものの、直近の金利水準が低位であることや、今後の運用環境の見通しが不透明であることなどを勘案し、中長期的に安定した社員（契約者）配当を実施する観点から、配当率をすえ置き

【団体年金保険】

- ・個人保険・個人年金保険の配当特性と異なり、キャピタル損益も含めた運用実績をより直接的に還元
- ・平成24年度の運用実績等をふまえて配当率を引き上げ

(2) 支払配当率の概要

平成24年度決算に基づく平成25年度支払配当率の概要は以下のとおりです。

ア. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

① 通常配当

a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]（平準払）

- ・予定利率2%以下の主契約、特約 : 1.70%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%超3%以下の主契約、特約 : 1.65%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率3%超4%以下の主契約、特約 : 1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率4%超の主契約、特約 : 1.15%（配当基準利回り）－ 予定利率

b. 危険差配当

契約日や年齢等に応じ、配当率を設定

c. 費差配当

契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定

② 消滅時特別配当

一部の長期継続契約を除きゼロ

イ. 個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当タイプ）

平成25年度の割り振り額は①と②を合算したもの

①利差配当

[例示]（平準払）

- ・主契約（アカウント） : 1.55%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%以下の特約 : 1.70%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%超の特約 : 1.65%（配当基準利回り）－ 予定利率

②ハートフル配当

平成19年4月1日以前の契約について、保険種類や年齢等に応じ、配当率を設定

ウ. 個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当タイプ）

平成25年度の割り振り額は①と②を合算したもの

①利差配当

[例示]（平準払（除く個人年金保険（2011）））

- ・予定利率2%以下の主契約、特約 : 1.70%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%超の主契約、特約 : 1.65%（配当基準利回り）－ 予定利率

②ハートフル配当

平成19年4月1日以前の契約について、保険種類や年齢等に応じ、配当率を設定

エ. 個人保険（5年ごと配当タイプ）

平成25年度の割り振り額は①と②を合算したもの

①利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]（平準払）

・主契約、特約 : 1.70%（配当基準利回り）－ 予定利率

②危険差配当

年齢等に応じ、配当率を設定

オ. 団体保険

団体の規模や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]

総合福祉団体定期保険：危険差益に14%から98.7%までの配当率を乗じた額

カ. 団体年金保険

保険種類に応じて、配当率を設定

[例示]

利差配当：経過責任準備金に次の率を乗じた額

- ・予定利率0.75%の契約 : 1.41% － 予定利率
- ・予定利率1.25%（解約控除あり）の契約 : 2.04% － 予定利率
- ・予定利率1.25%（解約控除なし）の契約 : 1.42% － 予定利率

（3）社員配当金の例示

平成24年度決算に基づく「利率変動型積立終身保険（3年ごと利差配当タイプ）」、「終身入院保険（5年ごと配当タイプ）」、「定期付終身保険（5年ごと利差配当タイプ）」および「養老保険（毎年配当タイプ）」について、社員配当金を例示しますと次のとおりです。

[例1] 利率変動型積立終身保険（10年更新型 ライフアカウントL.A.）の場合

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 積立終身部分（アカウント）保険料 3,000円
- 死亡保険金 3,000万円（定期保険特約）＋積立金^{（注1）}

<3年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度 （経過年数）	保険料 （年換算）	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 ^{（注2）}	死亡契約 ^{（注3）} 〔保険金＋配当金〕
平成24年度（1年）	163,080	9	—	30,000,009＋積立金
平成23年度（2年）	161,640	28	—	30,000,037＋積立金
平成22年度（3年）	161,640	46	83	30,000,000＋積立金
平成21年度（4年）	161,640	63	—	30,000,063＋積立金
平成20年度（5年）	161,640	82	—	30,000,145＋積立金
平成19年度（6年）	161,640	100	245	30,000,000＋積立金
平成18年度（7年）	167,040	5,218	—	30,005,218＋積立金
平成17年度（8年）	167,040	6,136	—	30,011,362＋積立金
平成16年度（9年）	167,040	6,755	18,134	30,000,000＋積立金
平成15年度（10年）	167,040	7,372	—	7,372＋積立金

（注1） アカウントの積立金（死亡時には、アカウントの積立金相当額（災害死亡時は、積立金の1.1倍相当額）を死亡給付金としてお支払いいたします）。

（注2） 3年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

（注3） 「死亡契約」欄は、契約応当日直後の死亡の場合の受取金額を示します（以下同じ）。

〔例2〕 終身入院保険（10年更新型 明日のミカタ）の場合

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 終身入院保険 入院給付金日額 5,000円
- 死亡保険金 3,000万円（うち定期保険特約2,950万円）

<5年ごと配当タイプ>

（単位：円）

契約年度 （経過年数）	保険料 （年換算）	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 ^{（注4）}	死亡契約 〔保険金+配当金〕
平成24年度（1年）	188,484	2,050	—	30,002,050
平成23年度（2年）	187,908	2,670	—	30,004,723
平成22年度（3年）	187,908	3,290	—	30,008,020
平成21年度（4年）	187,908	3,610	—	30,011,642

（注4）5年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

〔例3〕 養老保険〔明治生命契約・明治安田生命契約〕の場合

- 40歳加入・30年満期・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

<毎年配当タイプ>

（単位：円）

契約年度 （経過年数）	保険料 （年換算）	継続中の契約 〔配当金〕	満期・死亡契約 〔保険金+配当金〕
平成20年度（5年）	346,080	6,100	（死亡） 10,006,800
平成15年度（10年）	352,152	11,800	（死亡） 10,012,600
平成10年度（15年）	303,960	0	（死亡） 10,000,000
平成5年度（20年）	244,200	0	（死亡） 10,000,000
昭和63年度（25年）	235,200	0	（死亡） 10,000,000
昭和58年度（30年）	256,800	0	（満期） 10,000,000

〔例4〕 定期付終身保険（10年更新型 クオリスシリーズEタイプ）〔安田生命契約〕の場合

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 3,000万円（うち終身部分150万円）

<5年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度 （経過年数）	保険料 （年換算）	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 ^{（注5）}	死亡契約 〔保険金+配当金〕
平成15年度（10年）	167,412	7,425	30,012	1,500,000

（注5）5年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

〔例5〕安田の新・養老保険〔安田生命契約〕の場合

- 40歳加入・30年満期・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

<毎年配当タイプ>

(単位：円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔配当金〕	満期・死亡契約 〔保険金+配当金〕
平成 15年度 (10年)	348,120	10,800	(死亡) 10,011,600
平成 10年度 (15年)	303,960	0	(死亡) 10,000,000
平成 5年度 (20年)	244,200	0	(死亡) 10,000,000
昭和 63年度 (25年)	235,200	0	(死亡) 10,000,000
昭和 58年度 (30年)	256,800	0	(満期) 10,000,000

前記配当金額は以下のとおりです。

< 3年ごと利差配当タイプ >

3年ごと利差配当タイプにおいては、毎年、利差配当、ハートフル配当の割り振りを行ない、3年ごとに割り振り累計額をお支払いいたします。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0となります。

< 5年ごと利差配当タイプ >

5年ごと利差配当タイプにおいては、毎年、利差配当、ハートフル配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払いいたします。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0となります。

< 5年ごと配当タイプ >

5年ごと配当タイプにおいては、毎年、利差配当、危険差配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払いいたします。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0となります。

< 毎年配当タイプ >

次のa、b、c、dの合計額です。

a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別および予定死亡表の区別に応じた危険差配当率を乗じた額

b. 保険金に次の費差配当率を乗じた額

保険金100万円につき

昭和39年4月1日以後、昭和56年4月1日以前の契約	1,850円
昭和56年4月2日以後、昭和60年4月1日以前の契約	1,200円
昭和60年4月2日以後、平成 2年4月1日以前の契約	800円
平成 2年4月2日以後、平成 5年4月1日以前の契約	450円
平成 5年4月2日以後、平成 8年4月1日以前の契約	250円
平成 8年4月2日以後の契約 (ただし、第1回目の配当は0円)	

(終身保険・養老保険) 150～250円

(定期保険特約) 0～100円

このほか、主契約と特約の死亡保険金の合計額が1,000万円以上の契約に関しては、第2回目以降の配当について、保険金額を一定の基準で分けけた区分ごとに、配当回数に応じ保険金100万円につき30円から300円の金額を加えます。

c. 特約が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

d. 責任準備金に次の利差配当率を乗じた額

昭和51年3月1日以前の契約	△2.50%
昭和51年3月2日以後、昭和60年4月1日以前の契約	△3.85%
昭和60年4月2日以後、平成 5年4月1日以前の契約	△4.35%
平成 5年4月2日以後、平成 6年4月1日以前の契約	△3.60%
平成 6年4月2日以後、平成 8年4月1日以前の契約	△2.25%
平成 8年4月2日以後、平成11年4月1日以前の契約	△1.10%
平成11年4月2日以後、平成13年4月1日以前の契約	△0.30%
平成13年4月2日以後、平成25年4月1日以前の契約	△0.30～0.20%

また、利差配当率がマイナスの場合はa、b、c、dを合算し、合計額がマイナスの場合は0とします。

(ご参考) 社員配当金例表 (前年度受取額との差)

《利率変動型積立終身保険 (10年更新型 ライフアカウントL.A.)》

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛 (口座振替料率)
- 積立終身部分 (アカウント) 保険料 3,000円
- 死亡保険金 3,000万円 (定期保険特約) + 積立金 (注1)

<3年ごと利差配当タイプ>

(単位:円)

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 割り振り額	②前年度 割り振り額	③増加額 (①-②)	本年度 支払額 (注2)
平成 24年度	163,080	(1回目) 9	—	—	—
平成 23年度	161,640	(2回目) 28	(1回目) 9	19	—
平成 22年度	161,640	(3回目) 46	(2回目) 28	18	83
平成 21年度	161,640	(4回目) 63	(3回目) 46	17	—
平成 20年度	161,640	(5回目) 82	(4回目) 63	19	—
平成 19年度	161,640	(6回目) 100	(5回目) 82	18	245
平成 18年度	167,040	(7回目) 5,218	(6回目) 4,600	618	—
平成 17年度	167,040	(8回目) 6,136	(7回目) 5,218	918	—
平成 16年度	167,040	(9回目) 6,755	(8回目) 6,136	619	18,134
平成 15年度	167,040	(10回目) 7,372	(9回目) 6,755	617	—

(注1) アカウントの積立金 (死亡時には、アカウントの積立金相当額 (災害死亡時は、積立金の1.1倍相当額) を死亡給付金としてお支払いいたします)。

(注2) 3年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

《終身入院保険 (10年更新型 明日のミカタ)》

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛 (口座振替料率)
- 終身入院保険 入院給付金日額 5,000円
- 死亡保険金 3,000万円 (うち定期保険特約2,950万円)

<5年ごと配当タイプ>

(単位:円)

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 割り振り額	②前年度 割り振り額	③増加額 (①-②)	本年度 支払額 (注3)
平成 24年度	188,484	(1回目) 2,050	—	—	—
平成 23年度	187,908	(2回目) 2,670	(1回目) 2,050	620	—
平成 22年度	187,908	(3回目) 3,290	(2回目) 2,670	620	—
平成 21年度	187,908	(4回目) 3,610	(3回目) 3,290	320	—

(注3) 5年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

《養老保険》 [明治生命契約・明治安田生命契約]

- 40歳加入・30年満期・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

(単位：円)

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 受取配当金	②前年度 受取配当金	③増加額 (①-②)
平成 20年度	346,080	(4回目) 6,100	(3回目) 5,200	900
平成 15年度	352,152	(9回目) 11,800	(8回目) 11,000	800
平成 10年度	303,960	(14回目) 0	(13回目) 0	0
平成 5年度	244,200	(19回目) 0	(18回目) 0	0
昭和 63年度	235,200	(24回目) 0	(23回目) 0	0
昭和 58年度	256,800	(29回目) 0	(28回目) 0	0

《定期付終身保険（10年更新型 クオリスシリーズEタイプ）》 [安田生命契約]

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 3,000万円（うち終身部分150万円）

<5年ごと利差配当タイプ>

(単位：円)

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 割り振り額	②前年度 割り振り額	③増加額 (①-②)	本年度 支払額 (注4)
平成 15年度	167,412	(10回目) 7,425	(9回目) 6,795	630	30,012

(注4) 5年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

《安田の新・養老保険》 [安田生命契約]

- 40歳加入・30年満期・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

(単位：円)

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 受取配当金	②前年度 受取配当金	③増加額 (①-②)
平成 15年度	348,120	(9回目) 10,800	(8回目) 10,000	800
平成 10年度	303,960	(14回目) 0	(13回目) 0	0
平成 5年度	244,200	(19回目) 0	(18回目) 0	0
昭和 63年度	235,200	(24回目) 0	(23回目) 0	0
昭和 58年度	256,800	(29回目) 0	(28回目) 0	0